2023年度運用機関へのモニタリング結果(日本株運用委託先6社)					評価						
チェック項目	チェックポイント	評価基準 ※「-」事例なし			A社	B社	C社	D社	E社	F社	
		Α	В	С							
スチュワードシップ責任を 果たすための方針	方針の内容	明確な方針が策定されている。組織的・定期的な内容 見直しの仕組みがある。	明確な方針が策定されている。必要が生じた場合に見直 しをすることとしており、組織 的・定期的な見直しの仕組み はない。	方針が策定されていない。または策定されていても不十分 な内容である。		国内株の組み入れ無し	А	А	А	А	
	情報開示	方針は自社のホームページな どで公表されている。	方針は要請に基づき、特定の 顧客にのみ開示されている。	方針は公表されていない。			А	А	А	А	
	各原則に対するコンプ	全ての原則についてコンプライ またはエクスプレインされてお り、内容に合理性がある。		コンプライまたはエクスプレインされていない原則がある。またはコンプライまたはエクスプレインされていても内容が合理的でない。			А	А	А	А	
	方針に変更がある場合、その内容と変更 理由	変更理由が明確に説明され ており、変更内容は合理的 である。	変更理由が明確に説明され ており、変更内容はおおむね 合理的である。	変更理由が説明されていない。または変更理由は合理的でない。			А	А	А	А	
スチュワードシップ責任を 果たすための体制	組織体制	議決権行使やエンゲージメントを有効に機能させるための 組織体制が構築されており、 投資哲学との一貫性がある。	議決権行使やエンゲージメントを有効に機能させるための 組織体制が構築されている。	議決権行使やエンゲージメントを有効に機能させるための 組織体制が構築されていない。			А	А	А	А	
	議決権行使の意思 決定プロセス	意思決定プロセスが確立され ており、投資哲学との一貫性 がある。	意思決定プロセスが確立され ている。	意思決定プロセスが確立され ていない。			А	А	А	А	
		自社の意思決定を基本とし、議決権行使助言会社の 推奨は参考としている。	合理的な理由がなく、一部の 対象会社について、議決権行 使助言会社の推奨をそのまま 行使内容としている。	奨をそのまま行使内容として			А	А	А	А	
	体制やプロセスに変 更がある場合、その内 容と変更理由	変更理由が明確に説明され ており、変更内容は合理的 である。	変更理由が明確に説明され ており、変更内容はおおむね 合理的である。	変更理由が説明されていない。または変更理由は合理的でない。			-	А	А	А	

2023年度運用機	8年度運用機関へのモニタリング結果(日本株運用委託先6社)					評価						
チェック項目	チェックポイント	評価基準 ※「-」事例なし			A社	B社	C社	D社	E社	F社		
		Α	В	С								
利益相反を管理するための方針	方針の内容	類型化された利益相反に対する管理方針が具体的に策定されており、定期的な内容見直しの仕組みがある。	利益相反を管理するための明 確な方針が策定されている。	利益相反を管理するための 方針が策定されていない。ま たは策定されていても十分な 内容でない。	国内株の組み入れ無し	国内株の組み入れ無し	А	В	А	А		
	情報開示	方針は自社のホームページなどで公表されている。	方針は要請に基づき、特定の 顧客にのみ開示されている。	方針は公表されていない。			А	А	А	А		
	利益相反の発生する 具体的局面	具体的な利益相反の発生する局面を特定し、対応策を 策定している。	一般的な利益相反を管理するための方針を定めている。	利益相反を管理するための 方針が策定されていない。ま たは策定されていても十分な 内容ではない			А	А	А	А		
	ガバナンス体制	取締役会に独立社外取締役が存在しており議決権行使の意思決定や監督のために第三者委員会を設置している。	在し、第三者委員会は設置 しているが、独立性が十分で	独立した取締役会や議決権 行使の意思決定や監督のた めの第三者委員会を設置し ていない。			-	В	А	С		
投資先企業とのエンゲージメントの方針	方針の内容	対象企業の選択基準や対話すべき内容など、エンゲージメントを行うための仕組みが整えられており、明確な対話の方針が策定されている。	ゲージメントの方針が策定され	定されていない。または策定			А	А	А	А		
	情報開示	自社のホームページなどで公 表されている。	方針は要請のある、特定の顧 客にのみ開示されている。	方針は公表されていない。			А	В	А	А		
株主議決権行使方針 (行使基準)	方針の内容	明確な方針が策定されている。組織的・定期的な内容 見直しの仕組みがある。		方針や基準が策定されていない。または策定されていても 不十分な内容である。			А	А	А	А		
	情報開示	自社のホームページなどで公 表されている。	方針は要請のある、特定の顧 客にのみ開示されている。	方針は公表されていない。			А	А	А	А		

2023年度運用機	年度運用機関へのモニタリング結果(日本株運用委託先6社)					評価						
チェック項目	チェックポイント	評価基準 ※「-」事例なし			A社	B社	C社	D社	E社	F社		
		Α	В	С								
株主議決権行使結果	株主議決権行使結果	個別企業・個別議案毎に行 使結果が報告されている。	議案ごとの行使結果の集計値が報告されている。	行使結果の概要のみ報告されている。	国内株の組み入れ無し	国内株の組み入れ無し	А	А	А	А		
	会社提案反対・棄権 行使議案の具体的 内容	反対・棄権行使した個別議 案の内容が全て報告されて いる。	反対・棄権行使した議案の内容が一部報告されている。	反対・棄権行使した議案の 報告はない。			А	А	А	А		
	株主提案賛成議案 の具体的内容		株主提案に賛成行使した議 案の内容が一部報告されている。	株主提案に賛成行使した議 案の報告はない。			А	А	А	А		
エンゲージメント活動の 実績	具体的なエンゲージメントの内容、成果		投資先企業とのエンゲージメント内容とその成果について、説明している。									
							А	А	А	А		
	投資先企業に不祥 事があった場合、当 該企業への対応	投資先企業の不祥事への対 応を具体的に説明している。	投資先企業の不祥事への対 応を説明している。	投資先企業の不祥事への対 応の説明はない。			А	А	А	А		
スチュワードシップ活動 に関する運用機関から の報告	報告資料の様式や 内容	分かりやすい資料が作成され、効果的かつ効率的に報告されている。	比較的分かりやすい資料が作成され、効果的かつ効率的に報告されている。				А	А	А	А		
	報告の時期	運用機関のスチュワードシップ 活動について年に1回以上 定期的に報告がある。	運用機関のスチュワードシップ 活動について報告があるが定 期的でない。	運用機関のスチュワードシップ 活動について顧客から要請し ないと報告がない。			А	А	А	А		
運用機関の実力を高め るための工夫	具体的な対応内容、 成果	実力を高めるための具体的 な対策が講じられ、成果に結 びついている。	実力を高めるための具体的な 対策が講じられている。	実力を高めるための具体的 な対策が講じられていない。			А	В	А	А		
	自己評価	スチュワードシップ・コードの指針を含む原則に基づ、活動を定期的に自己評価している。	スチュワードシップ・コードの指針を含む原則に基づく活動を自己評価しているが定期的ではない。	スチュワードシップ・コードの指針を含む原則に基づ、活動を自己評価していない。			А	А	А	А		